

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について

<地方公共団体実行計画とは>

- ・都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」。）が、国が定めた地球温暖化対策計画に即し、単独又共同で、当該地方公共団体の事務及び事業に関して、**温室効果ガスの排出量の削減や吸収作用の保全等のための措置**に関して定める地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく**計画**。
- ・地方公共団体実行計画は、地方公共団体の事務及び事業に関する計画である「**事務事業編**」と区域における総合的な計画である「**区域施策編**」の総称。

<地方公共団体実行計画（区域施策編）とは>

- ・地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、**温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める**地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく**計画**。
- ・区域施策編の策定市町村数は、令和4年3月末時点で22市町村（北海道調べ）。

<対象範囲>

- ・都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市は、策定することが義務付け。
- ・その他市町村は、策定するよう努める。

<区域施策編の策定>

- ・区域施策編策定の構成例。

骨格の例	構成要素の例
① 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	・区域施策編策定の背景・意義 ・計画期間や推進体制
② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	・区域の温室効果ガス排出の状況
③ 計画全体の目標	・区域施策編の目標
④ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	・区域の各主体に期待される対策や再エネ利用促進等の施策 ・施策の実施に関する目標
⑤ 地域脱炭素化促進事業に関する内容（促進区域や地域の環境保全の取組など）	・促進区域の設定 ・地域の環境保全のための取組 ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 など
⑥ 区域施策編の実施及び進捗管理	・区域施策編の実施及び進捗管理

- ・その他市町村が区域施策編を策定した場合は、遅滞なく公表し、毎年1回の計画に基づく措置や施策の実施状況を公表することが期待されている。

<北海道の取組>

地域脱炭素推進支援事業を実施

勉強会 (youtube) 公開アドレス
<https://youtu.be/sBhri8jL0Pc>

[令和4年度（2022年度）]

- ・市町村の区域施策編の策定に向けて、市町村職員向け勉強会を開催（全4回）。
⇒ 勉強会の動画をyoutube上に公開し、道HP上に勉強会資料を公開。
⇒ 実際の策定作業を進める上でのポイントや、課題となった点を道HP上で公開（予定）。
- ・5市町村に対して、専門家を配置し、計画策定をアドバイス。

[令和5年度（2023年度）]（予定）

- ・本庁職員による振興局向け勉強会を開催。
⇒ 勉強会の動画をyoutube上に公開し、道HP上に勉強会資料を公開。
- ・道内各地域で、市町村向けに地域の特性を考慮した計画策定勉強会を開催。